

象牙を取り扱う古物営業者等の皆様へ!

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)では、全形が保持されているぞう科の牙(生牙、磨牙、彫牙)の譲渡し等を行う場合の登録や象牙製品(カットピース・端材・印材等)を扱う事業者の届出、取引台帳への記載等を定めています。

全形が保持されているぞう科の象牙の登録(種の保存法第20条第2項)

全形が保持されているぞう科の牙(生牙、磨牙、彫牙)の譲渡し等を行う場合は、あらかじめ環境大臣の登録を受けなければなりません。

特定事業者の届出(種の保存法第33条の2)

象牙製品(カットピース、端材、印材等)の譲渡し等を行う特定事業者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地、譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別等、上記 から に掲げるもののほか、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令で定める事項を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければなりません。

古物台帳等の記載・保存

台帳の記載

種の保存法では、象牙製品を譲受け又は引取ったときは、相手方の氏名・住所等を確認するとともに、聴取事項等を取引台帳に記載することとなっています。ただし、古物営業者や質屋営業者については、古物台帳及び質屋台帳への記載に代えることができます。

【古物である象牙製品を受け取った場合】

種の保存法では、対価の総額が1万円未満であっても記載台帳に記載することになっていることから、対価の総額が1万円未満であるか否かを問わず、相手方の住所・氏名等を記載しなければなりません。

【古物たる象牙製品等を引き渡した場合】

古物営業法では、象牙製品が美術品又は時計・宝飾品類に当たる場合、対価の総額が1万円未満の象牙製品を引き渡したときは、古物台帳への記載が免除されています。

また、象牙製品が美術品又は時計・宝飾品類に当たらないときは、対価の総額を問わず、古物台帳への記載が免除されています。

しかし、種の保存法では、これらの免除規定がないことから、対価の総額等を問わず相手方の住所・氏名等を記載しなければなりません。

一般消費者へ場合は、相手方の住所・氏名等を確認する必要はありません。

台帳の保存期間

古物台帳等への記載に代えようとする場合は、古物営業法及び質屋営業法上の帳簿としての性質を持つほか、種の保存法上の記載台帳としての性質も併せ持つことから、記載の日から5年間保存しなければなりません。

【問い合わせ先】

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
(電話027-243-0110)